

別表（第3条関係）

1 補助対象経費

| 補助対象経費 | 内容 | 補助率等 |
|--------|--|-----------------------------------|
| 備品購入費 | 事業実施に要する器具・備品（期限の近い商品などの陳列棚、ディスプレイなど）の購入に要する経費 | 1 補助率 2分の1以内 |
| 消耗品費 | 各種資材（いわゆる見切り品の購入を促進する資材、印刷用紙など）の購入に要する経費 | |
| 印刷製本費 | 各種資材（来店者に食品ロスの削減を啓発するための掲示用ポスターなど）の製作に要する経費 | 2 補助金の限度額 金150千円 |
| 賃借料 | 事業実施に要する器具・備品（期限の近い商品などの陳列棚、ディスプレイなど）の賃借料など | |
| その他 | 上記以外の経費で、特に必要と認められる経費 | ※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。 |

※ 領収書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出が確認できるものに限る。

2 補助対象外となる経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 交付決定前の申請等に要した経費
- (2) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (3) 経常的な経費（店舗運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料、人件費等）
- (4) 広告宣伝費（新聞折込みちらし、テレビコマーシャル、ウェブ広告等。ただし、来店者への啓発資材作製費を除く。）
- (5) 公租公課（消費税及び地方消費税）
- (6) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費